

## 第2章 文化財の総合的把握と尾道市の関連文化財群

### 1 文化財の総合的把握とデータベース化

#### (1) 文化財の総合的把握調査

文化財は、郷土の歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎となるものである。また、文化財は国民的財産であり、後世に残していくために適切に保存される必要がある。文化財保護法では、文化財を6種類に分類し定義しているが、本調査及び構想・計画では6種類の範疇に収まらないものも含めている（「はじめに」3を参照）。

文化財は、尾道市内においても様々な場所に点在しており、尾道の歴史をあらゆる貴重な財産である。また、人々の生活と関わりながら受け継がれてきたものであり、人と文化財は本来、密接な関係であると言える。

しかし、時代の経過とともに、人との関係が希薄になると気づかないうちに失われていることもあり、そのような文化財を記録し、後世に伝えていくことが郷土の歴史を語り継いでいくことでもある。前述の「文化財の総合的把握」とは、そのような失われていく文化財の記録や保存のために、市内にどのような文化財が、どのくらいあり、現在どのような状況にあるのかを把握することである。

そのために、文化財の総合的把握調査を行い、そこで得られたデータを整理し、データベース化を実施した。ただし、市内全域の全ての文化財を調査することは、短期間の調査では困難であるため、文化財の種類と調査地域をしばって実施した。また、過去に文化財に関する様々な調査が行われており、合併前の各市町で調査基準に若干の違いはあるものの、データとして活用できるものであり、今回の総合的把握調査と並行して、過去の調査成果の整理を行った。

詳細は次の通りである。

表 2-1 総合的把握調査

地域 ※次頁の図を 参照	地元調査員による調査			詳細調査（専門家による調査）			
	有形文化財 石造物	民俗文化財	その他 歴史的景観 (小景観)	美術工芸品 (仏像)	民俗芸能	歴史的 建造物	史 跡
尾道（旧尾道）	○		○	○	○	○	
御調	○	○		○	○		
向島・浦崎	○	○	○	○	○		○
因島	○			○			○
瀬戸田	○		○	○		○	○

過去の調査成果の整理

- ・ 寺社建築（旧尾道・御調）
- ・ 古文書（旧尾道・御調・向島・因島・瀬戸田）

総合的把握調査で実施した文化財の種類のうち、石造物と民俗文化財、歴史的景観（小景観）については、市民参加の調査方法を取り、美術工芸品（仏像）と民俗芸能、建造物、史跡については、調査委員による専門的な調査を実施した。

市民参加で調査した理由は、石造物や民俗文化財（特に民俗芸能、民具、年中行事）、歴史的景観（小景観）が比較的なじみやすく、調査しやすい文化財であり、また、尾道の歴史を語るうえで不可欠な文化財であるからである。

以下、調査の概要を述べる。

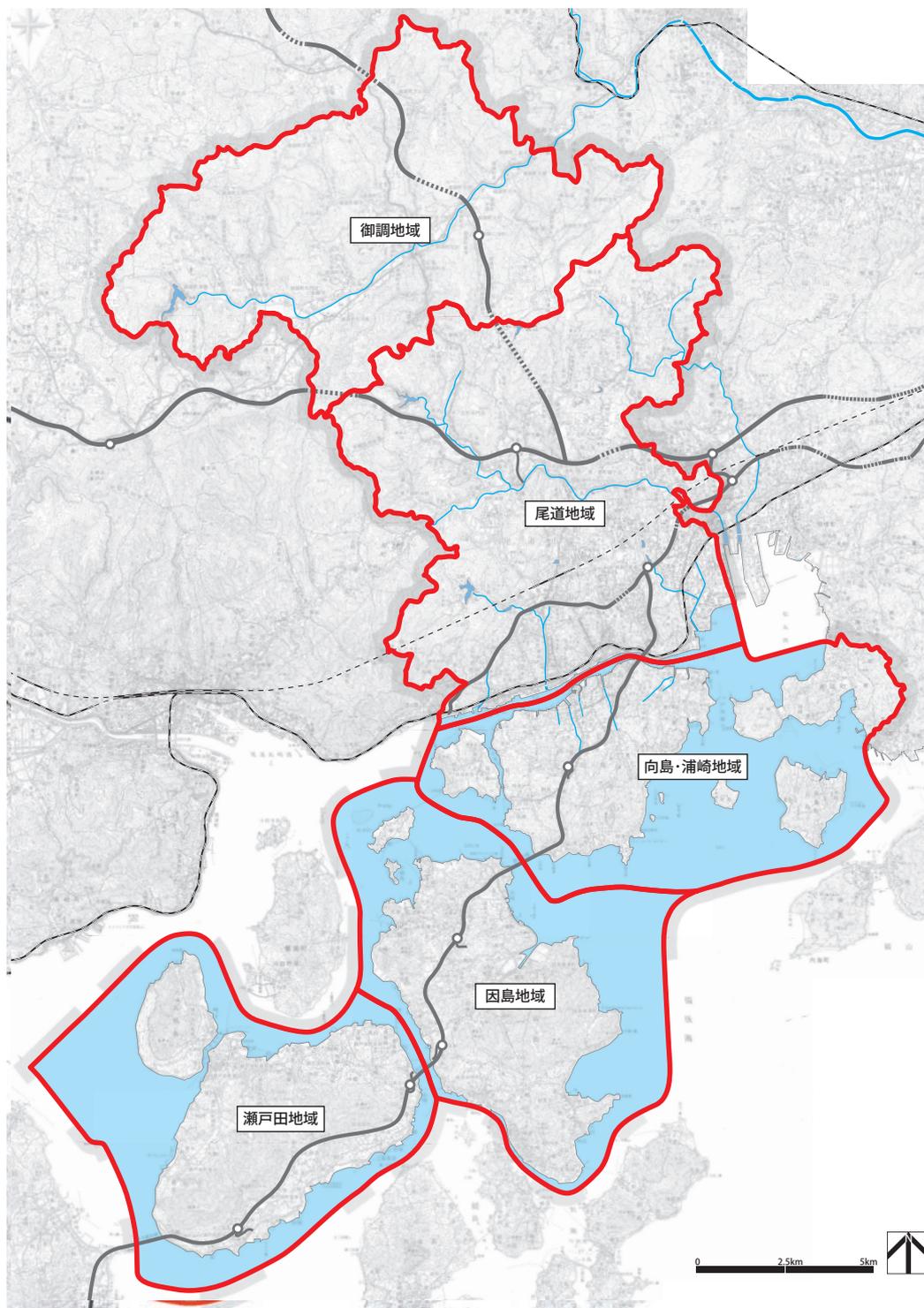


図 2-1 調査地域

## ① 石造物調査

石造物調査は、次の種別で行った。

- 1 石塔（層塔、宝塔、五輪塔、宝篋印塔、無縫塔、笠塔婆、石幢、その他）
- 2 板碑    3 石鳥居    4 石灯籠    5 石仏・磨崖仏    6 狛犬    7 水船・手水鉢
- 8 道標    9 その他

平成20年度及び平成21年度の悉皆調査で把握した石造物は4,281件であった。

地域ごとの内訳は、尾道地域1,687件、因島地域1,095件、向島・浦崎地域1,038件、御調地域313件、瀬戸田地域148件である。

表 2-2 文化財調査：石造物（エリア別件数）

調査対象地域	重点調査区域	調査件数	調査対象地域	重点調査区域	調査件数
尾道 (旧尾道)	市街地エリア	1,273	御調	大和エリア	37
	吉和エリア	68		綾目エリア	53
	高須エリア	161		市エリア	59
	山波エリア	133		河内エリア	49
	門田エリア	52		今津野エリア	31
小 計	1,687	菅野エリア		49	
因島	重井エリア	208		上川辺エリア	35
	中庄エリア	578		小 計	313
	三庄エリア	66		瀬戸田	名荷エリア
	田熊エリア	120	林エリア		9
	大浜エリア	57	中野エリア		6
	土生エリア	50	鹿田原エリア		3
	椋浦エリア	16	瀬戸田エリア		15
小 計	1,095	沢エリア	12		
向島・浦崎	浦崎エリア	123	高根エリア		16
	向東・田尻エリア	279	福田エリア		10
	歌エリア	124	垂水エリア		5
	戸崎エリア	83	田高根エリア		4
	宇立・富浜エリア	82	萩エリア	14	
	百島エリア	116	宮原エリア	13	
	津部田エリア	94	御寺エリア	15	
	岩子島エリア	137	原エリア	5	
小 計	1,038	洲江エリア	6		
			小 計	148	
<b>合 計</b>				<b>4,281</b>	



御調：高御調八幡神社石鳥居・石段



御調：神田神社手水鉢



## ② 民俗文化財調査（聞き取り調査）

今回の調査では無形民俗文化財168件、有形民俗文化財82件の情報を得ることができた。

向島・浦崎地域の無形民俗文化財のうち、調査件数の約半数に当たる45件が後継者不足等により現在行われていない、または簡素化されて行われているという状況にある。伝承が可能である早い時期に、復活・伝承を行う体制づくりなどが必要であると考えられる。

表2-3 文化財調査：民俗文化財

調査対象地域	調査エリア	調査件数	現在行われていない 民俗芸能の件数
御調	全域	7	—
向島・浦崎	向島・向東エリア	95 (内3件は市指定)	23 (内6件は簡素化されている)
	浦崎エリア	66	22
合 計		168	45



向島：亀森八幡神社オハキ神事



向東：歌地区のとんど

向島・浦崎地域では、有形民俗文化財調査も行った。調査件数は82件で、エリア別には向島エリアで72件、浦崎エリアで10件である。

分類別の割合としては、面が18件(22.0%)で最も多く、次いで衣装15件(18.3%)、楽器13件(15.3%)などとなっている。またその他分類が33件で40.2%を占めているものの内訳としては神輿8件(9.8%)、天秤関連4件(4.9%)などとなっている。

今回の調査段階で、「数年ぶりに民具を出した」や「破損の恐れがあるため殆ど出すことはない」、「公開して欲しくない」などの意見があった。今後においては、民具の保存・継承方法の検討や管理体制を整える必要があると考えられる。

表 2-4 文化財調査：民具等（一部）

調査対象地域	分類	調査件数	割合
向島・浦崎	楽器	13	15.9
	面	18	22.0
	かぶり物	3	3.7
	衣装	15	18.3
	履き物	0	0.0
	その他	33	40.2
合計		82	—



有形民俗文化財（民俗芸能に関わる民具等）の調査

### ③ 歴史的景観（小景観）調査

歴史的景観（小景観）調査では、尾道地域（旧尾道）261件、向島・浦崎地域41件、瀬戸田地域6件の小景観の主対象となる景観要素を把握した。

尾道地域では、歴史的な石垣や小径・路地・石段などがあがっている。特に斜面市街地では、自動車が通行できない小径・路地・石段が多数あり、それぞれに周囲の家並みや石垣、軸線上のランドマークと相まって特徴的な景観を形づくっている。また、街並みや瀬戸の島々を眺望する場所も数多く存在する。

向島・浦崎地域では、海との関わりなどの中で、数多くの神社・祠があり、参道・石段等と相まって、それぞれの集落等を印象づける景観を形づくっている。また、海に浮かぶ社といった、海との関わりを強く印象づける景観要素も取り上げている。

瀬戸田地域でも参道・石段などを把握した。また、塩田の樋門跡もあり、海辺の景観を特徴づけている。

表 2-5 文化財調査：歴史的景観(小景観：小景観の主対象となる景観要素)

調査対象地域	重点調査区域	調査件数
尾道 (旧尾道)	市街地エリア	221
	吉和エリア	2
	高須エリア	2
	山波エリア	32
	門田エリア	4
小 計		261
向島・浦崎	浦崎エリア	5
	向東・田尻エリア	9
	歌エリア	5
	戸崎エリア	1
	宇立・富浜エリア	4
	百島エリア	4
	津部田エリア	5
	岩子島エリア	8
小 計		41
瀬戸田	全域	6
合 計		308



浦崎：沖の観音



尾道：鐘楼から望む風景



尾道：路傍の石垣



尾道：古寺めぐりの小径



瀬戸田：鎮守神社の亀甲石垣



瀬戸田：塩田跡（樋門）



瀬戸田：宮原八幡神社の石段等

#### ④ 文化財の詳細調査（専門家による調査）

歴史文化基本構想等調査委員会による文化財の詳細調査を実施した。

##### ア 美術工芸品（仏像）の調査

市内51か寺で1,255体の仏像を調査した。寺院等に所在する仏像（石仏を除く）全てを調査対象とし、仏像の現状や年代等の調書を作成し、写真撮影を実施した。



仏像調査風景

##### イ 民俗芸能の調査

浦崎神楽、御調神楽、山波神楽、山波とんど、山波餅搗神事、木ノ庄町伊予兼地区荒神祭、御調町仁野荒神祭の調査を実施した。民俗芸能で使用する道具類の調査と民俗芸能に関する聞き取り調査を行い、地域の歴史との関連性や伝承者の把握に努めた。



神楽調査風景

## ウ 歴史的建造物の調査

平成21年度に瀬戸田町歴史的建造物の調査を実施した。近世～近代の街並みが残る瀬戸田港周辺の建造物17件の詳細調査を行い、残存状況を確認した。

同じく、平成22年度に西土堂町の和洋折衷住宅群の建造物調査を実施した。大正～昭和初期の近代建造物8件の詳細調査を行い、残存状況を確認した。

瀬戸田町港周辺の建造物調査では、江戸時代末～昭和初期の建造物が多数残存していることが判明し、地割も江戸時代からほとんど変わらずに残っていることから、街並みの総合的な保存対策として、伝統的建造物群としての保存を視野にいれながら、今後の継続的な調査を検討することとした。



歴史的建造物調査風景

## エ 史跡（城跡）の調査

平成21年度に向島、因島、生口島において、26箇所 of 城跡の分布調査を実施した。また、青陰城跡、青木城跡、馬神城跡、千守城跡、幸崎城跡、美可崎城跡、茶臼山城跡については、測量等の詳細調査を実施した。



城跡部会



城跡調査風景

## (2) 文化財データベースの概要と基準

尾道市では、平成20年度から地理情報システムとリンクさせた文化財データベースを作成している。これは、文化財の総合的把握調査で得られたデータの他に、過去の文化財調査のデータも入力し、市内全域のデータベースの構築を目指している。

このデータベースにより、市内にどのような文化財がどのような分布状況で所在しているかが分かり、文化財の履歴が記録されることから、文化財の状況把握が容易となる。

データベースの項目は、名称、住所、員数、種別、時代、立地状況、構造、法量（高さ、幅など）、残存状況、履歴であり、写真と図面が添付される。また、文化財の各所在地を地理情報システムとリンクさせ、分布状況を明確にする。

## 2 文化財の現状と特性

### (1) 指定及び登録文化財の状況

尾道市の指定文化財は、平成23年2月現在、国指定が60件、県指定が73件、市指定が211件で、合計344件にのぼる。このうち、国指定については、59件が有形文化財であり、そのうち4件は国宝となっている。国宝の数は、広島県では廿日市市の12件（すべて宮島町・厳島神社）に次ぐ数である。

この他、国指定の登録文化財が28件ある。

表 2-6 種別指定状況（平成23年2月1日現在）

種別		区分	国指定	計	県指定	計	市指定	計	合計
有形文化財	国宝	建造物	3	4	0	0	0	0	4
		美術工芸品	1		0		0		
	重要文化財	建造物	14	55	1	53	16	140	248
		美術工芸品	41		52		124		
小計			59		53		140	252	
無形文化財			0		0		0	0	
小計			0		0		0	0	
有形民俗文化財			0		0		3	3	
無形民俗文化財			0		8		14	22	
小計			0		8		17	25	
史跡・名勝・天然記念物	特別史跡		0		0		0	0	
	史跡		0		3		27	30	
	特別名勝		0		0		0	0	
	名勝		1		0		2	3	
	特別天然記念物		0		0		0	0	
	天然記念物		0		9		25	34	
小計			1		12		54	67	
合計			60		73		211	344	

区分			件数
その他	国指定	重要美術品	5
	国登録	登録有形文化財	28

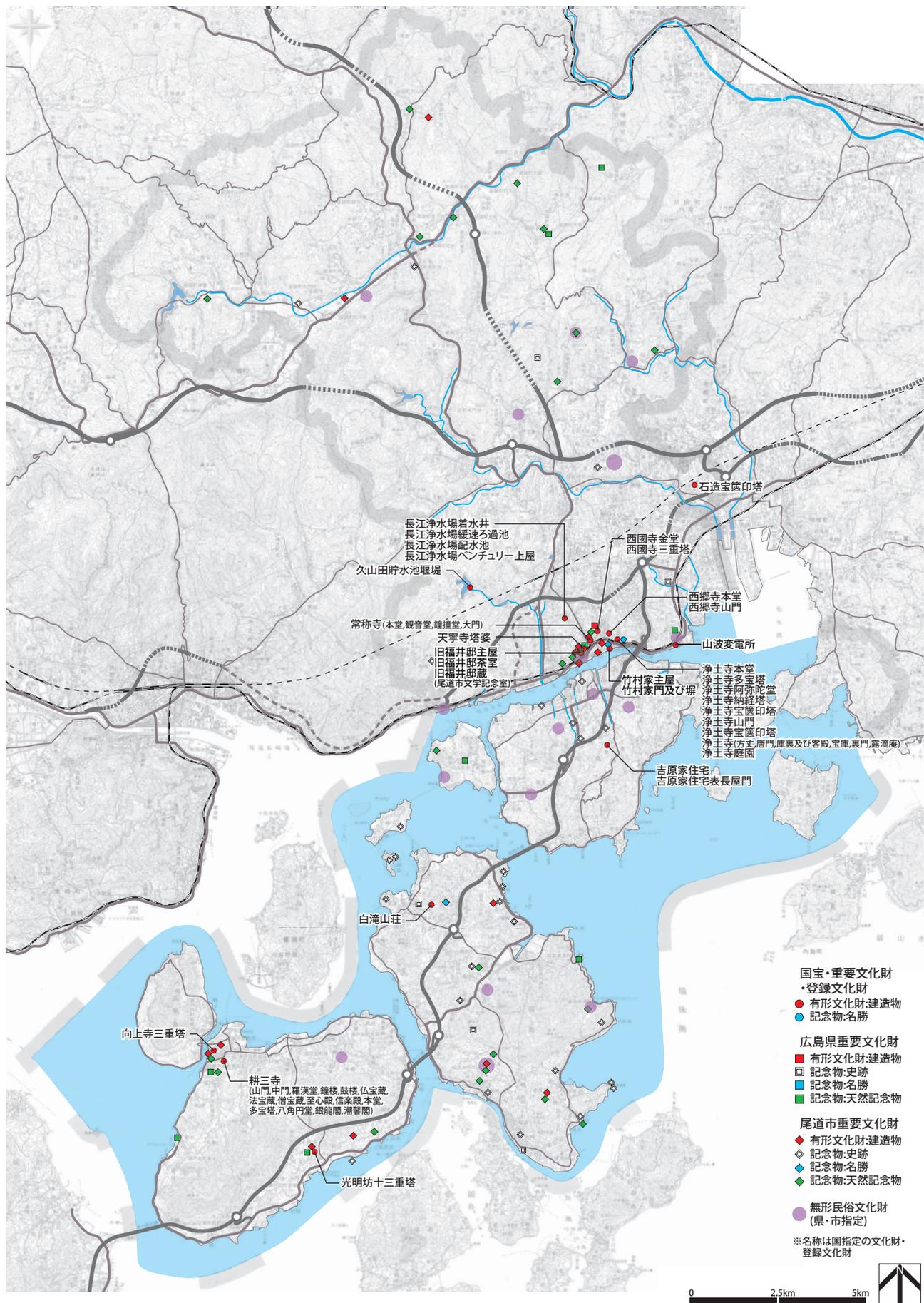


図 2-2 指定・登録文化財（建造物・史跡・名勝・天然記念物・無形民俗文化財）の分布状況

## (2) 未指定文化財等の状況

文化財の総合的把握調査で得られたデータは、そのほとんどが未指定文化財である。また、過去の文化財調査でも、未指定文化財の数が圧倒的に多く、管理者がいないケースも見受けられる。確かに、前述の文化財の定義をみると、過去の人類の遺産全てが文化財であるということになり、通常の生活に関連がある場合以外では、人と文化財のつながりが希薄となり、その関心も薄れることが多い。

特に石造物は、寺社の敷地内にある場合を除くと、市内の様々な場所に点在していて、管理者がいる物と管理者がおらず放置されている物が認められる。

また、民俗文化財は、市民生活に密接な関わりがあるケースが多く、特に民俗芸能を大事にする尾道の特徴もあり、後世に残していこうとする活動も多数見受けられる。地域によっては、後継者等の問題から、民俗芸能が廃れ、消滅したケースも認められた。

この他に、建造物や古文書のデータを整理し、上記と同様の状況を確認している。未指定文化財単独では、その歴史的価値や保存対策を吟味することが難しく、人々の関心が薄れている場合が多い。そういった現状を改善するために、後述する新しい文化財の捉え方である「関連文化財群」に未指定文化財を取り込み、人とのつながりを密接にすることが必要である。



百島：お弓神事

### (3) 文化財の特性

過去の調査結果及び今回の総合的把握調査、そしてそれを踏まえた調査委員会等での意見から、尾道市の文化財の特性を検討すると、「海（海道）」「街道」「自然」「人」が基盤となって、「港町」「海（海道）」「街道」「近代化遺産」「民俗芸能」「生活文化」といった尾道を形成している特性が認められる。

この6つの特性には、尾道の歴史と文化を表す様々な歴史的な要素が含まれており、それは、文化財をそれぞれ単独で考えずに、そういった歴史的な要素をもとに複数の文化財をまとめ、総合的に検討することができる。次にそれぞれの特性からみた尾道の文化財を抽出することとする。

#### ① 文化財の特性

##### ア 港町に関わる特性

###### ■港町の多彩な文化と景観

- 中世寺院群と街並み（建築物・古文書・美術工芸品・石造物・埋蔵文化財・地割・民俗芸能）
- 近世の街並みと寺院群（建築物・古文書・美術工芸品・石造物・埋蔵文化財・地割・絵図・小路）
- 豪商が育んだ文化と遺産（建築物・庭園茶園・古文書・美術工芸品・茶道・囲碁文化）
- 海運（北前船など）がもたらしたもの（建築物・古文書・美術工芸品・港湾遺構・石造物）
- 近代の港町と山手の発展（建築物・ロープウェイ・造船クレーン・鉄道遺構）
- 尾道三山と尾道水道、高根島と瀬戸田（景観）
- 港町に残る民俗芸能（ベッチャー祭・吉和太鼓おどり・祇園祭など）
- 港町の生活風景（晩より・でべら干し・干シタコなど）

##### イ 海（海道）に関わる特性

###### ■水軍や海運の海道文化と遺産

- 水軍（城跡及び周辺遺構・古文書・美術工芸品・石造物・法楽おどり・水軍太鼓）
- 北前船から造船まで（港湾遺構・石造物・古文書・美術工芸品）
- 雁木

##### ウ 街道に関わる特性

###### ■街道と宿場町の交易・交流の遺産

- 古代山陽道と周辺遺跡（道路遺構・古墳・古代寺院跡・埋蔵文化財）
- 中世尾道と街道（石造物・埋蔵文化財）
- 西国街道・出雲街道と尾道宿・市宿（建築物・石造物・古文書・道路遺構・埋蔵文化財）
- 街道と文化の伝播（神楽など民俗芸能の伝播）
- 街道と海道
- 鉄道網（山陽鉄道遺構・尾道鉄道遺構）

##### エ 近代化遺産に関わる特性

###### ■産業環境を支えた近代化遺産

- 鉄道網（山陽鉄道遺構・尾道鉄道遺構）
- 造船のまち（建造物・造船遺構）
- 港湾施設（上屋）

### ■生活環境を支えた近代化遺産

- 銀行浜と商業の発展（近代建築物・銀行関係資料・商業関係資料）
- 近代教育と尾道（近代建築物〔久保小学校・土堂小学校〕・人物資料）
- 海上交通と灯台（大浜崎灯台・高根島灯台・尾道灯台）
- 水道の整備（浄水場・水源地・人物資料）

## オ 民俗芸能に関わる特性

### ■港町や農山漁村の集落と民俗芸能

- 農村集落と民俗芸能（建築物・水路・樹木・民俗文化財・古文書・石造物）
- 漁村集落と民俗芸能（建築物・港湾遺構・漁船・民俗文化財）
- 塩田と塩の交易（民俗文化財）

## カ 生活文化に関わる特性

### ■尾道の生活文化

- 映画にみる尾道（映画ロケ地と景観）
- 小林和作（洋画家）・平山郁夫（日本画家）がみた風景（景観）
- 尾道石工
- 酢
- 畳表
- 刀鍛冶などの鉄産業
- 製塩業
- 海産物・乾物と浜だんな
- 本因坊秀策と囲碁文化
- 柑橘類と果樹畑
- 除虫菊の咲く島
- 串柿がある風景

### ■暮らしに息づく食文化や習俗（年中行事など）

- 八朔行事
- 亥の子
- イギリス豆腐（海藻が原料）
- 醤油めし

## ② 横断的な切り口・テーマとしての特性

時間と空間の文化の重層・結節（時間軸と空間軸）

- 様々な時代の文化財（…中世、近世、近代、現代）が重層する「時間のもたらす特色と魅力」
- 文化財が複合化・重層化する「空間の特色と魅力」
- 街道と海道の交わりなど「時間、空間の結節の特色と魅力」

### ③ 尾道市の文化財の保存・活用に関わる基本課題

尾道市の文化財の現状や特性などを踏まえ、その保存・活用に向けた基本的な課題（基本課題）を検討すると、以下のようなことがいえる。

課題設定の背景	基本課題
○ 未指定文化財等や埋もれた資源が多数存在すると考えられる。	● 未指定文化財等を総合的、持続的に調査・把握し、保存・活用を検討する必要がある。
○ 周辺環境の変化の中で、文化財が埋もれることが懸念される。	● 周辺環境を含めて文化財の保存・活用を検討する必要がある。
○ 文化財の特性から、テーマを見だし、関連する文化財をつなぐことができる。 ○ 現状では、文化財のつながりを持った保存・活用の取組は弱い。	● 関連する文化財を群としての保存・活用が必要である。 →関連文化財群
○ 市街地や集落において、空き家が目立ち、人口減少と少子高齢化が進んでいる。（斜面市街地、農山漁村集落）	● 歴史文化を生かしたまちづくりの面からも、関連する部門と連携を図りながら、まちの魅力や住みよさを高める必要がある。
○ 人口減少や少子高齢化などを背景に、民俗芸能などの維持がむずかしくなっている面がある。	● 民俗芸能などを支える団体や担い手の確保・育成が必要である。
○ 入込観光客は平成17年、18年と500万人を超えていたが、その後400万人台となっている。	● 文化財の面からも尾道市の価値や魅力、情報を分かりやすく伝える必要がある。
○ 文化財の調査や保存・活用などにおいて、地域活動団体やNPO等の活動が展開されている。	● 行政と地域住民、専門家、NPOなどが連携・協働して、文化財の調査・研究や保存・活用に取り組む必要がある。
○ 尾道市は、街道と海道が結節する中で、文化財が重層し、歴史文化の宝庫ともいえる。	● 文化財の価値と特色を引き出しながら、文化財の保存・活用に取り組む必要がある。

### 3 文化財の保存・活用の全体テーマ

歴史文化基本構想は、文化財行政とまちづくり行政などの連携が求められており、歴史文化を生かしたまちづくりの視点が重要である。理念としては、「地域のアイデンティティの確保及びその絆の維持」と「人々の生活の中での文化財の保存及びその根底にある知と技の継承」が掲げられている。

さらに、地域の特徴を生かした文化財の保存・活用の基本的な考え方を、簡潔に分かりやすい形で提示することが、歴史文化基本構想の組立とストーリーづくり、計画内容の市民への伝達と理解の醸成、具体的な取組の展開には大切となる。

こうしたことから、歴史文化基本構想及び文化財の保存・活用の基本的な考え方を、全体テーマとして設定する。

全体テーマの設定に当たっては、尾道市の文化財の特徴を、次の3つの点に集約した。

#### ●様々な時代の文化財が重層する時間のもたらす特色と魅力

尾道市全体だけでなく、訪れた人などが散策する範囲や一つの敷地内においても、中世・近世・近代などの文化財を見学・体験学習することのできる特色と魅力を有する。

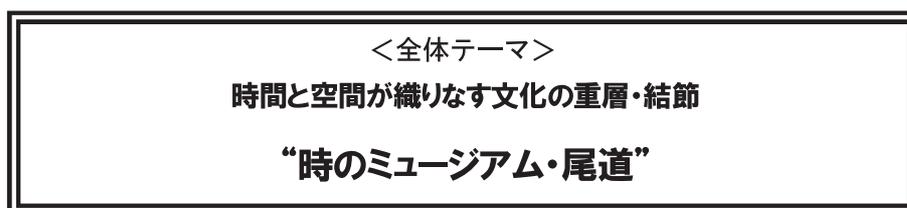
#### ●文化財が複合化・重層化する空間の特色と魅力

様々な時代の文化財に接することができるとともに、歴史的な建築物や石造物、景観要素（小径、石垣など）、民俗芸能など多様な文化財が集まったり、つながったりしている特色と魅力を有する。また、港町と宿場町、商都の重なり合いといったまちの性格を、文化財からも見いだすことができる。

#### ●街道と海道の交わりなど、時間、空間の結節の特色と魅力

街道と海道が結節する地域であり、両者に関わる文化財などが地域空間の中に数多く存在するとともに、それぞれの時代（時間）における人々の営みを窺い知ることができる特色と魅力を有している。

以上の点を踏まえ、地域空間での文化財の活用・体験（フィールド・ミュージアム）を重視し、全体テーマを設定する。



## 4 関連文化財群の設定

### (1) 関連文化財群の設定の基本的な考え方

#### ① 関連文化財群とは

関連文化財群とは、「文化財を歴史的関連性や地域的関連性などに基づいて、相互に関連性のある一定のまとまりとして捉えたもの」と定義される。つまり、文化財をあるテーマをもとにグループとしてとらえ、そのグループに歴史的価値を見いだしたものと言うことができる。

従来、文化財は単体で取り扱われることが多く、その保存・活用についても単体ごとに行われてきた。この関連文化財群という文化財の捉え方は、文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用していくことを目的とした歴史文化基本構想に不可欠な新しい文化財の概念である。

この関連文化財群を設定することにより、各文化財相互の関係がより明確になり、文化財を理解しやすくなるという利点がある。また、関連文化財群として、地域の文化財を周辺環境を含めて総合的に保存・活用を検討することができる。これは、今までにない新しい、文化財を生かしたまちづくりを行う方策である。

#### ② 設定の基準

関連文化財群の設定の基準として、以下の点を設定する。

なお、下記のような基準で関連文化財群を設定すると、尾道市の文化財の内容や分布から、必然的に複数の文化財の種別から、関連文化財群が構成されることになる。

##### ●全体テーマに基づいていること

全体テーマは、本構想・計画全体の目標でもあることから、これに基づき、「時のミュージアム・尾道」を構成する要素（もの・こと）であることとする。

##### ●関連文化財群を構成する対象物の詳細が把握されていること

関連文化財群を構成する文化財は、その現状などが把握されていることとする。

##### ●長く保存・伝承されてきていること

生み出されて一定期間以上、保存・継承され、現在存在している文化財を含むこととする。ただし、民俗芸能など復活が期待されるものを含むことは可能とする。

##### ●関連する歴史性・文化性を掘り下げ、そこにある背景などが明らかになっていること

関連文化財群を構成する文化財は、その歴史性や価値の評価がなされている、または、それが可能なものとする。

##### ●文化財相互に、歴史的・地域的な関連性などがあり、つながりを持って保存・活用するテーマ等を見いだせること

関連文化財群であることから、テーマ等によって文化財相互のつながりを見いだせることとする。

#### ③ 対象物

関連文化財群の対象物の基準として、以下の点を設定する。

##### ●文化財類型（有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・保存技術・埋蔵文化財）に該当するものを中心とした歴史文化資源で、指定文化財等を含むこと

評価や価値の定まった核となる文化財が、関連文化財群の保存・活用を先導する役割を担うことの可能性が高いことから、指定文化財等を含むこととする。

## (2) 関連文化財群の設定

前述のように、尾道市の文化財の特性をあげると、「港町」「海（海道）」「街道」「近代化遺産」「民俗芸能」「生活文化」の6つが考えられる。さらに、こうした特性は古代・中世・近世・近代・現代などと時間的に重層し、かつ、空間的にも複合化・重層化している。「第2章2（3）」で尾道の文化財の特性を提示したが、それを関連文化財群として捉えることができる。大テーマとして、6つの関連文化財群があり、さらにその中に小テーマの関連文化財群が存在する。こうした個々の関連文化財群及びその集合体（全体）において、時間軸（必然的に空間も含む）が重層しており、全体テーマを支えることになる。

以上の点を踏まえ、6つの大テーマの関連文化財群を設定する（下図参照）。6つの大テーマの関連文化財群は、尾道の特色をまとめるものとして、有効である一方で、その時代・地域が多様であり、重層的でもあるため、より具体的な保存・活用を考えるうえでは、テーマが大きすぎる場合がある。また、文化財総合的把握調査を実施した結果、そこで得られたデータは、より詳細なものが多く、6つのテーマに直接関連させるには、もう一段階のステップが必要であると考えた。そこで、調査データを基にして6つの大テーマの中に小テーマを設け、「関連文化財群」と「小関連文化財群」に区分した。

「小関連文化財群」は、以下の点を前提として設定した。

- 「関連文化財群」を補完し、支えることにつながるテーマ
- 「関連文化財群」の特色となる要素（文化財）を含んでいること
- 「小関連文化財群」を構成する要素（文化財）が複数あること

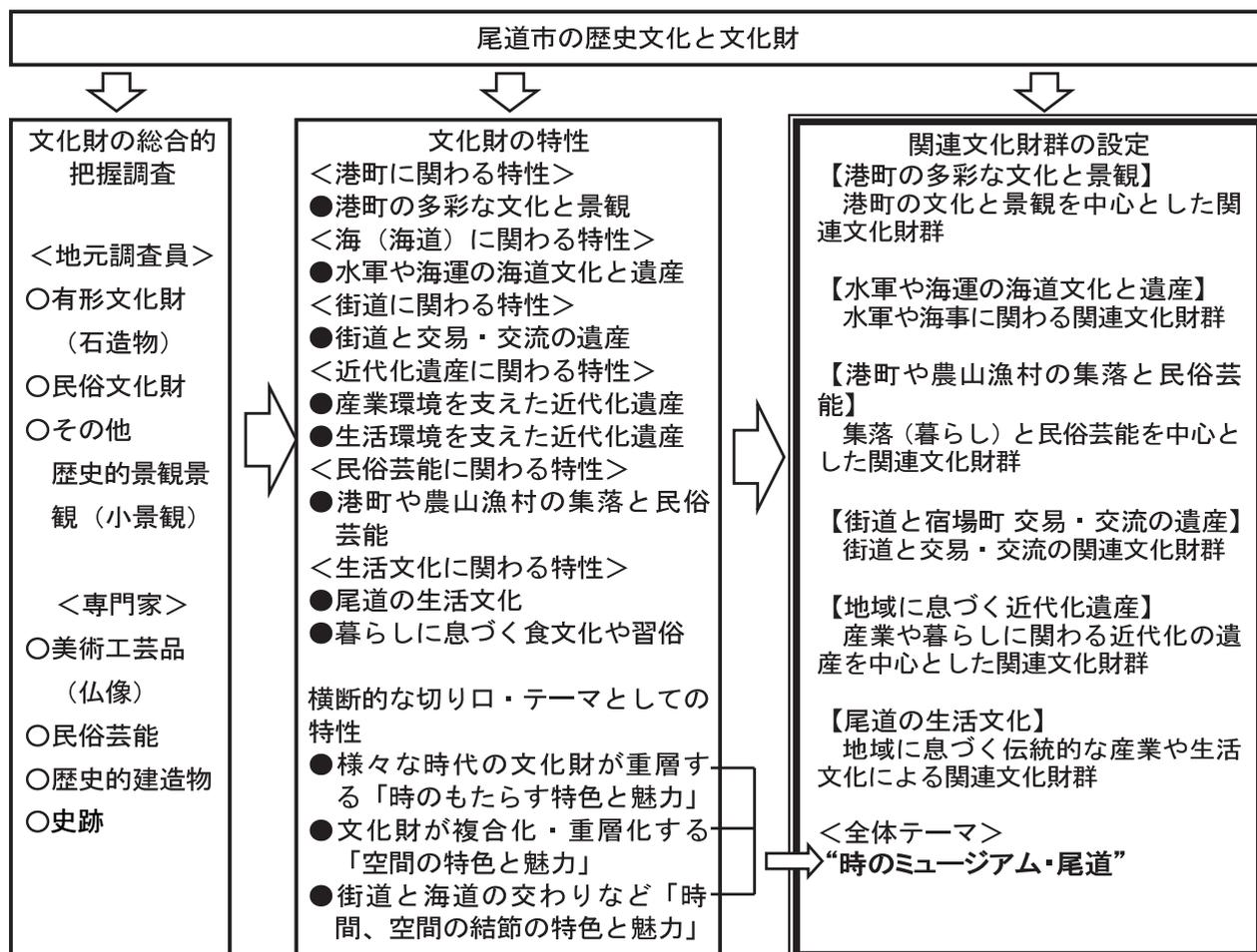
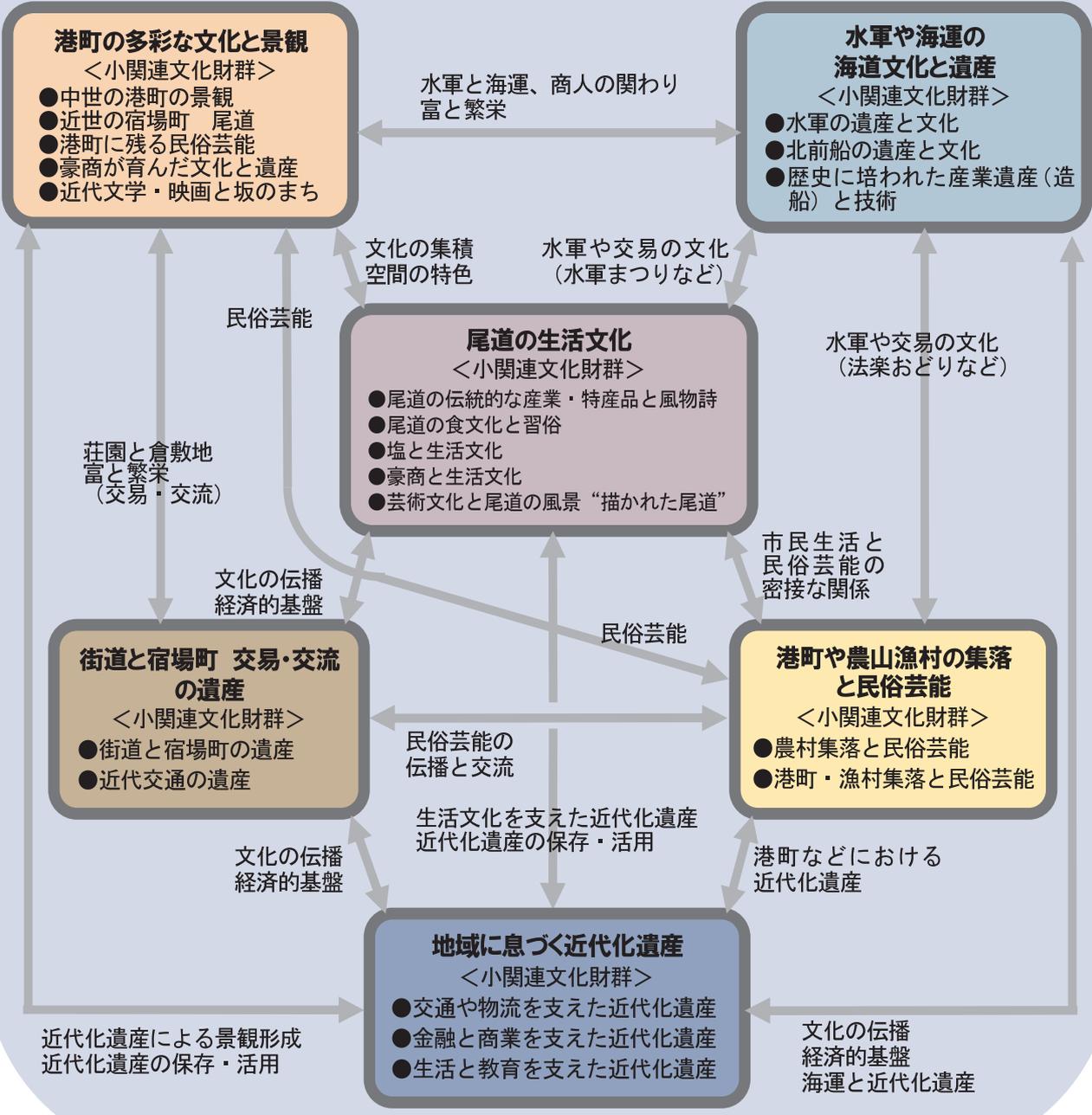


図 2-3 関連文化財群の設定の流れ

<全体テーマ>  
**時間と空間が織りなす文化の重層・結節**  
**“時のミュージアム・尾道”**  
 ○様々な時代の文化財が重層する時間のもたらす特色と魅力  
 ○文化財が複合化・重層化する空間の特色と魅力  
 ○街道と海道の交わりなど、時間、空間の結節の特色と魅力



※ ←→ はつながりの強い関係

図 2-4 テーマの関連性